



30周年記念国際協力基金・運用規約

2023年12月21日 第5回総務財務委員会承認

(目的)

第1条 本規約は、平成元年2月14日の本会「創立30周年記念特別積立金」・「日米夏期学生交換プログラム残金」をもって設立された「30周年記念国際協力基金」の運用について定めることを目的とする。

(運用の決定)

第2条 当基金の運用については、国際活動委員会の審議および理事会の承認を得て決定する。

(運用の基準)

第3条 運用基準として大要次のとおり定める。

- (1) 内外の国際会議の支出を分担する。
- (2) 内外の国際会議の支出を貸付金として貸し出す。
- (3) 本会関与の国際会議の準備会合等海外出張者に支出を補助する。
- (4) 本会関与の国際会議の発表者・座長等に旅費を補助する。
- (5) 発展途上国の留学生等を助成する。
- (6) 国際交流事業に協力する。
- (7) その他、必要と認められる場合。

(寄付の受け入れ)

第4条 当基金には一般からの寄付も受け入れることができる。受け入れに当たっては、各種基金の設立および運用等に関する規程に基づく承認手続きを必要とする。

(改定)

第5条 本規約の改定は、総務財務委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

1 平成2年2月21日 第320回理事会制定

2 改定履歴

- ① 平成2年7月25日 第325回理事会承認
- ② 平成10年2月26日 第400回理事会承認
- ③ 平成18年9月25日 第483回理事会承認
- ④ 平成28年1月21日 第7回総務財務委員会起案、平成28年1月26日 第6回理事会承認（改定前は、改定に理事会承認を必要としたため、今回まで理事会付議）
- ⑤ 2023年12月18日 第2回国際活動委員会起案、2023年12月21日 第5回総務財務委

員会承認、2024年2月1日 第6回理事会報告

附則

- 1 平成28年1月26日改定の規約は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 2023年12月21日改定の規約は、総務財務委員会承認の日から施行する。